

(2) 特定生活関連施設整備項目表

様式例（その1）（規則第5条、第7条、第10条、第11条、第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（建築物）

施 設 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	

項 目	小項目	主 な 整 備 基 準			適合欄	備考
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ	幅は、内法 80cm 以上			
		ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
(2) 敷地内の通路 （高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路（地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで斜路を設ける場合は除く）	ニ	(1) 幅員は、内法 120cm 以上			
			(2) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
			(3) 50m 以内ごとに車椅子の転回広場の設置			
			(4) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
	3) 傾斜路	ホ	(1) 幅は、内法 120cm 以上、段併設の場合 90cm 以上			
			(2) 勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下			
			(3) 勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置			
			(4) 高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置			
			(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		イ	幅は、内法 120cm 以上			
			ロ 車椅子転回スペースの確保（末端及び 50m 以内ごと）			
			ハ 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		二	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
	2) 傾斜路	4	幅は、内法 120cm 以上、段を併設の場合は 90cm 以上			
			勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下			
			勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置			
			高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
	3) 各室の出入口	5	出入口の幅は、内法 80cm 以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
(4) 階段	階段	イ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
			手すりの設置			
			主たる階段の回り段の禁止			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(5) 便所	1) 多数の者が利用する便所の設置位置	1	段は、識別しやすくつまずきにくいもの			
			特定の階に偏ることなく設置			
	2) 多数の者が利用する便所の設置	2	多数の者が利用する上で支障がない位置に設置			
			多数の者が利用する階の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）			

	数			ただし、次の階は多数の者が利用する階から除く		
			①	地上へ通ずる出入口のある階で、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に多数の者が利用する便所を1以上設ける施設があるもの		
			②	多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階		
			③	多数の者の滞在時間が短い階		
			④	建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階		
	3) 腰掛式便器	3		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上 腰掛式便器、手すりの設置		
	4) 男子用小便器	4		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上 床置き式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、手すりの設置		
	5) オストメイト対応水洗器具	5		多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上 オストメイト対応水洗器具を設置した便所の設置		
	(6) 車椅子使用者用便房	1) 車椅子使用者用便房の設置数	1	多数の者が利用する便所を設ける階（以下、便所設置階）がある場合		
				当該階の多数の者が利用する便所のうち、便所設置階の床面積が 10,000 m ² 以下の場合 1 以上、10,000 m ² 超 40,000 m ² 以下の場合 2 以上、40,000 m ² 超の場合は当該床面積に 2 万分の 1 を乗じて得た数以上（端数切り上げ）		
				ただし、次のいずれかに該当する場合は除く		
			イ	地上へ通ずる出入口のある階でかつ、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設ける施設がある場合		
			ロ	車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合		
			ハ	以下のいずれかに該当する場合 (1)男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、男子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上 (2)女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、女子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上		
			二	床面積が 1,000 m ² 未満の便所設置階を有する建築物の場合 床面積が 1,000 m ² 未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を乗じて得た数（端数切り捨て）に 1 の本文に定める床面積 1,000 m ² 以上の便所設置階に設けるべき数を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける場合		
		2) 車椅子使用者用便房の構造	2	1 に定める車椅子使用者用便房を設ける場合		
			イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
			ロ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			二	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
			ヘ	操作が容易な水栓器具		
			ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
			チ	車椅子使用者用である旨の表示		
(7) 駐車施設 （高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1) 車椅子使用者用駐車施設	1		多数の者が利用する駐車場を設ける場合		
			イ	駐車施設の総数が 200 以下の場合、当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（端数切り上げ）以上		
			ロ	駐車施設の総数が 200 超の場合、当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（端数切り上げ）に 2 を加えた数以上		
				ただし、2 のイ又はロに該当する場合は除く		
		2	イ	駐車場が全て機械式駐車場の場合 その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が 1 以上		
			ロ	機械式駐車場及びそれ以外の駐車場を併設する場合 ①機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が 1 以上 ②機械式駐車場の駐車施設の総数とその他の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の総数の合計数が、1 に定める数以上		
	2) 車椅子使用者用駐車施設	3		1 に定める車椅子使用者用駐車施設を設ける場合		

	車施設の構造		イ	「(1) 出入口」に近い位置		
			ロ	幅は、350cm 以上		
			ハ	車椅子使用者用である旨の表示		
			ニ	床面は、水平面を確保		
	3) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ		
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路（自動車車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く）		
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
			ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		
			ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		
	2) 出入口から受付等（自動車車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く）	2		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く）		
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高低差 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高低差 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
(9) エレベーター	エレベーター	1		直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に 1 以上		
		2	イ	籠の幅は、内法 140cm 以上		
			ロ	籠の奥行きは、内法を 135cm 以上		
			ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの		
			ニ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置		
			ホ	手すりの設置		
			ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
			ト	籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
			チ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			リ	籠内及び乗降口ビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置		
			ヌ	籠内及び乗降口ビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示		
			ル	乗降口ビーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法 150cm 以上		
			ヲ	乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置		
			ワ	乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置（籠に設けられている場合を除く）		
(10) 特殊構造昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	1		車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が 15m/分以下、かつ、その床面積が 2.25 m ² 以下のものは、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの		
			イ	平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するもの		
			ロ	籠の幅は 70 cm 以上、奥行きは 120 cm 以上		
			ハ	車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保		
		2		車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの		
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台			受付にカウンター等を設ける場合は 1 以上		
				車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1		公衆電話所を設ける場合は 1 以上		
				車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
	2) 出入口	2		幅は、内法 80cm 以上		
				車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
				車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		

(13) 券売機	券売機			券売機を設ける場合は 1 以上		
			イ	車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン		
			□	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用		
(14) 改札口等	改札口、レジ通路			改札口等を設ける場合は 1 以上		
			イ	幅は、内法 80cm 以上		
			□	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸		
			ハ	段差の解消		
			二	床面は、水平面の確保		
(15) 案内設備	1) 案内板（案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く）	1		エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を 1 以上（2,000 m ² 以上：必置、2,000 m ² 未満：設ける場合は 1 以上）		
			イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示		
			□	車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示		
	2) 視覚障害者誘導設備（案内所を設置する場合は除く）	2		点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用（2,000 m ² 以上：必置、2,000 m ² 未満：設ける場合は 1 以上）		
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1		固定した客席を設ける場合		
				集会施設及び興行施設以外の場合 客席数が 100 席以下の場合 1 席以上、100 席を超え 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合 200 席ごとに 1 席加算した数（但し 10 席を超える場合 10 席とする）以上		
				集会施設及び興行施設の場合 客席数が 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合 200 席ごとに 1 席加算した数以上		
			イ	幅は内法 90cm 以上、奥行きの内法 135cm 以上		
			□	床面は、水平面の確保		
				表面は、滑りにくい仕上げ		
			ハ	前面及び側面に、落下防止の措置		
	2) 出入口から客席への通路	2		幅は内法 120cm 以上		
			3	高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置		
				勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下		
				勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置		
				高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置		
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
(17) 洗面所	洗面所			多数の者が利用する洗面所を設ける場合は 1 以上（車椅子使用者用便所が設けられている場合は、□及び二は除く）		
			イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			□	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
			ハ	操作が容易な水栓器具		
			二	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
(18) 浴室	浴室、脱衣室（客室内は除く）			多数の者が利用する浴室を設ける場合は 1 以上		
			イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			□	出入口の段差の解消		
			ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			二	手すりの設置（常勤者により介護する場合は除く）		
			ホ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ハ	操作が容易な水栓器具		
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室（客室内は除く）			多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は 1 以上		
			イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			□	出入口の段差の解消		
			ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			二	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ	手すりの設置		
			ハ	操作が容易な水栓器具		

(20) 授乳場所	授乳場所			第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 5,000 m ² 以上のものに 1 以上		
				授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置		
(21) おむつ交換台	おむつ交換台			第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上		
				おむつ交換台を設置		
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子			第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上		
				便房内に乳幼児用の椅子を設置		
(23) 客室	車椅子使用者用客室			客室数が 50 室以上の宿泊施設で、総客室数に 50 分の 1 を乗じた整数以上の数を設置		
			イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
				車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
				出入口の段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
			ロ	客室内部に「(6) 車椅子使用者用便房」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用便房を設けている場合は除く）		
			ハ	客室内部に浴室を設ける場合「(18) 浴室」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用浴室を設けている場合は除く）		
			ニ	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「－」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。